

使用料・手数料の改定について

◆「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づく見直し

●指針の趣旨

受益者負担の原則に基づき、受益者に一定の負担を求めることにより、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保する観点から、コスト算定の明確化を図り、料金の定期的な見直しを行うもの。

●指針の対象～公の施設の使用料、手数料

- ・使用料 約120施設（集会施設、スポーツ施設、文化施設等）
- ・手数料 約1,000項目（証明関係、建築関係、保健衛生関係等）

※法令等により独自の料金設定が困難なもの等を除く

●料金改定の時期

令和8年10月の改定を予定（前回は令和2年4月に実施）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和6年4月の実施は見送り

（ 負担の公平性を確保していくため、4年を目途に必要な見直しを行うことを基本とし、定期の料金改定を見送った場合や、見直しが必要な特別な事情が生じた場合においては、次の4年を待たずに見直しを行う。 ）